○上北山村建設工事等暴力団排除措置要綱

平成29年12月1日

告示第40号

上北山村建設工事等暴力団排除措置要綱(平成15年上北山村告示第13号)の全部を改正する。

(目的)

第1条　この要綱は、村発注工事に対する暴力団及び暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者の介入を排除し、適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に揚げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　建設工事等　建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事、測量業務、建設関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及びその他建設工事に関連する調査業務等をいう。

(2)　入札参加資格者　上北山村契約規則(平成24年3月上北山村規則第13号)に規定する競争入札に参加するに必要な資格のうち建設工事等に関する資格を有する者をいう。

(3)　村発注工事　上北山村が発注する建設工事等をいう。

(4)　役員等　法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。

(5)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(6)　暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(建設工事等の入札参加対象からの排除)

第3条　村長は、入札参加資格者、入札参加資格者の役員等、又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、上北山村建設工事等請負契約に係る入札参加資格措置要綱(平成29年上北山村告示第39号)別表第3に揚げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、同要綱の定めるところにより、適正な措置をとるものとする。

(不当介入等に対する措置)

第4条　村長は、村発注工事の受注業者から暴力団又は暴力団関係者による工事妨害又は不当な要求を受けた旨の申出があつたときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当

該業者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

（関係機関への協力要請）

第5条　村長は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係機関の積極的な協力を要請するものとする。

（警察との連携）

第6条　この要綱の第3条に基づき措置をする場合の具体的な手続き等については、村長と吉野警察署長との間で別途定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。